

# e-T E : G O (イーティーゴ) for 行政書士 利用規約

## 第1章 総則

### (利用規約の適用)

第1条 当社は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と利用契約の規定が異なるときは、利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 本サービス

当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして、契約者に対し「e-T E : G O (イーティーゴ) for 行政書士」として、利用規約に基づき提供する別紙Aに定めるサービス

(2) 契約者

利用規約に基づき利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

(3) 利用契約

利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約

(4) 利用契約等

利用契約および利用規約

(5) 契約者設備

本サービスの提供を受けるにあたり、契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア

(6) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア

(7) 本サービス用設備等

本サービス用設備および本サービスを提供するために当社が他の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(8) 消費税等

消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(9) ユーザID

契約者とその他の者を識別するために、当社が契約者ごとに発行する符号

(10) パスワード

ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いる符号

(11) 利用者

利用契約等に基づき本サービスを利用する者

(12) 有料サービス

本サービスのうち、有料にて提供されるもの

**(通知)**

第3条 利用契約等に基づく当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、電子メール、書面など、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の通知は、当社から契約者へ発信された時点から効力を生じるものとします。

**(利用規約の変更)**

第4条 当社は、利用規約を変更することがあります。なお、その場合で、利用規約の規定と変更後の利用規約の規定が異なるときは、変更後の利用規約を優先して適用するものとします。

2. 当社は、前項の利用規約の変更を行う場合は、30日の予告期間をおき、契約者に通知するものとします。当該通知において指定された期日以降は、変更後の利用規約が適用されます。なお、契約者は、当該通知において指定された期日以降に本サービスを利用した場合には、当該変更後の利用規約の適用に合意したものとみなされます。

**(権利義務譲渡の禁止)**

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による事前の承諾がない限り、利用契約等に基づく地位、権利または義務の全部または一部を、第三者に貸与もしくは譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

**(裁判管轄)**

第6条 契約者と当社の間で利用契約等に関して訴訟の必要が生じた場合には、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**(準拠法)**

第7条 利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

**(疑義の協議等)**

第8条 利用契約等に規定のない事項および規定に関する疑義が生じた場合は、当社および契約者が誠意を持って協議の上解決することとします。

## 第2章 契約の締結等

**(利用契約の締結等)**

第9条 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、当社が別途指定する情報を、「e-TE:GO（イーティーゴ） for 行政書士利用申込書（新規申込・変更申込）」の提出等の所定の方法で当社に提供することにより、これを申し込むものとします。

2. 当社は、第4項に基づき、利用希望者との利用契約の締結の可否を判断し、可能な場合にはその旨を当該利用希望者に通知し、この通知をもって、当該利用希望者と当社との利用契約が成立するものとします。利用契約の締結が不可な場合も、利用希望者にその旨を通知します。なお、利用希望者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、申込を受けた時点で、当社は、当該利用希望者が利用規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 契約者は、「e-TE:GO (イーティーゴ) for 行政書士利用申込書 (新規申込・変更申込)」の提出等の所定の方法により、当社に対し利用契約の変更を申請することができます。当社は、当該利用契約の変更の可否を判断し、可能な場合にはその旨を当該契約者に通知します。この通知により、利用契約にかかる変更契約が成立するものとします。当該利用契約の変更が不可な場合も、契約者にその旨を通知します。
4. 当社は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の締結を拒むことができます。
  - (1) 過去に、金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
  - (2) 利用契約の申込内容に虚偽の記載が判明したとき
  - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるものと当社が判断したとき
  - (4) 当社が提供する他のサービスにおいて金銭債務の不履行その他契約違反等の事実があるなど、利用契約を締結することが不適当と当社が判断したとき
  - (5) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、当該利用契約の締結につき、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていないとき
  - (6) 次の一に該当するとき
    - ・反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である場合
    - ・資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力している場合
    - ・反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っている場合
    - ・反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等である場合
  - (7) 利用契約の申込みの時点で、日本行政書士会連合会への登録がなされていないときまたは同会の会員資格が停止されているとき
  - (8) その他、利用契約を締結することが不適当と当社が判断したとき

#### (変更通知)

第10条 契約者は、その商号、名称、本店所在地、住所もしくは連絡先などの、利用契約の申込みにあたって当社に提供した情報に変更が生じるときは、当社所定の方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 契約者が前項の通知を遅延させ、または怠ったことにより、当該通知に基づき行われるべき利用契約の変更が遅延し、または行われず、契約者が損害を被った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### (本サービスの一時的な中断および停止)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由によらない本サービス用設備等の故障により、緊急措置として保守を行う場合
  - (2) 当社の責めに帰すべき事由によらない、本サービス用設備の運用上または技術上の理由により、緊急措置としてやむを得ず OS またはファームウェアのバージョンアップ等を行う場合
  - (3) 非常事態（天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、労働争議等）の発生等により、本サービスの提供が困難になった場合、または困難になる可能性のある場合
  - (4) 法令改正、行政命令等により、本サービスの提供が困難になった場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に対し7日前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
  3. 当社は、契約者が第13条（当社からの利用契約の解除）第2項各号のいずれかに該当する場合または契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの提供を停止することができるものとします。
  4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことにより契約者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
  5. 第1項ないし第3項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことにより、第三者に生じた損害については、当該契約者が一切の責任を負うものとします。

#### (契約者からの利用契約の解約)

第12条 契約者は、利用契約の解約を希望する場合、「e-TE:GO（イーティーゴ） for 行政書士解約申込書」の提出その他所定の方法により解約の申込みを行うこととし、当社における当該解約手続きの完了をもって、当該サービスの利用契約が解約されるものとします。

2. 契約者は、前項に基づく利用契約の解約の時点で、当社に対して負っている債務がある場合は、直ちに当社に対してその全てを弁済しなければなりません。
3. 第1項に基づき利用契約を解約した場合、当社は、利用者が本サービス上に保存した情報を削除します。
4. 契約者は、第1項に基づく利用契約の解約後、利用契約の締結を希望する際は、再度第9条第1項および第2項に基づく手続を行う必要があります。この場合、契約者は、再度締結する利用契約において、解約前の本サービス上に保存された情報が引き継がれないことを予め承諾するものとします。
5. 契約者は当社に対して、第1項に基づく利用契約の解約の時点で、未払いの利用料金等また

は第22条に基づく遅延損害金がある場合は、当社が別途定める期限までに支払うものとします。

### (当社からの利用契約の解除)

第13条 当社は、契約者が利用契約等のいずれかの条項に違反し、相当の期間をもって当該違反を是正するよう催告を行ったにもかかわらず、これが是正されないときは、当該契約者に通知を行うことで当該利用契約を解除できるものとします。ただし、契約者の利用契約等への違反が故意または重過失による場合は、当該契約者に対して何ら催告を行うことなく、通知を行うことのみで、当該利用契約を解除できるものとします。

2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく、当該利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 第9条第1項に基づき提供された情報その他当社への通知内容等に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 支払停止または支払不能となった場合
- (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったときまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 解散、減資、事業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (8) カード会社、立替代行業者により契約者指定の支払口座の利用が停止された場合
- (9) 契約者が30日以上にわたって所在不明または連絡不能となった場合
- (10) 前各号のほか利用契約を継続することが適切ではないと認められる事由が生じた場合

3. 契約者は当社に対して、第1項または第2項に基づく利用契約の解除の時点で、未払いの利用料金等または第22条に基づく遅延損害金がある場合は、当社が別途定める期限までに支払うものとします。

4. 第1項または第2項に基づき利用契約が解除された場合、当社は、契約者が本サービス上に保存していたデータを削除します。

### (本サービスの終了)

第14条 当社は、利用期間中であっても、90日前までに契約者に通知した場合、本サービスの全部または一部を終了することができるものとし、終了日をもって当該利用契約の全部または一部を解約します。

2. 当社は第1項に基づいて本サービスを終了したことにより契約者に損害が発生した場合でも、一切の責任を負いません。

3. 第1項に基づいて本サービスを終了したことにより、第三者に生じた損害については、当該契約者が一切の責任を負うものとします。

#### (契約終了後の処理)

第15条 第6条(裁判管轄)、第7条(準拠法)、第29条(反社会的勢力の排除)、第33条(損害賠償の制限)および第34条2項(免責)は、本契約の終了後も効力を有するものとします。

## 第3章 本サービスの種類・内容等

#### (本サービスの種類および内容)

第16条 本サービスの種類および内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が利用する本サービスの種類は、別途利用契約にて定めるものとします。

2. 次のサービスについては、利用契約において明示的に規定されている場合にのみ、当社から契約者に提供されるものとします。

- (1) ソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
- (2) CD/DVD媒体、磁気テープ媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
- (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せへの対応

3. 契約者は、利用契約等に基づいて本サービスを利用することができるのみであり、本サービスの提供に関する知的財産権その他一切の権利を取得するものではありません。

#### (本サービスの提供区域)

第17条 本サービスの提供区域は、利用契約で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

#### (再委託)

第18条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関する業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先に対し、第32条(秘密情報の取り扱い)に定められた当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

## 第4章 利用料金

#### (本サービスの利用料金、算定方法等)

第19条 本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます。)の算定方法等は、別紙Bの料金表に定めるとおりとします。

#### (利用料金の支払義務)

第20条 契約者は当社に対し、別紙Bの料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税等を支払うものとします。

2. 利用期間において、第11条(本サービスの一時的な中断および停止)に定める本サービ

スの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用料金およびこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、当社の責に帰すべき事由により本サービスを利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が24時間以上となった場合の、当該利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に相当する利用料金およびこれにかかる消費税等については、この限りではありません。

#### （利用料金の支払方法）

第21条 契約者は、利用料金およびこれにかかる消費税等を、当社が送付する請求書に従い、当社が指定する期日までに、当社が指定する支払方法により支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる通信費および契約者設備を、自らの負担と責任により準備するものとします。ただし、当社は、契約者設備において、本サービスが正常に動作することを保証しません。

#### （遅延損害金）

第22条 契約者が、本サービスの利用料金の支払債務およびその他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した遅延損害金を、利用料金その他と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします

## 第5章 本サービスの利用にあたっての契約者の責任

#### （自己責任の原則）

第23条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者（利用者を含みます。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者から苦情等があった場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

2. 本サービスを利用して利用者が提供し、または伝送する情報については、当該利用者の責任で提供等されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それらの情報の瑕疵に起因して第三者に損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。
3. 契約者は、利用者の故意または過失により当社に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。

#### （利用責任者）

第24条 契約者は、本サービスの利用について統括する利用責任者をあらかじめ定めた上、「e-T E : G O（イーティーゴ） for 行政書士利用申込書（新規申込・変更申込）」の提出等の当社所定の方法で当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

### (本サービス利用のための設備設定・維持)

第25条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備に必要な設定を施すとともに、本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の費用と責任において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備の状況および前項に定めるインターネット接続の状況の不具合に起因して、本サービス利用のための環境が整わない場合、当社は契約者に対して本サービスの提供義務を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、利用者が本サービスにおいて保存する情報について、契約者の承諾を得て調査等必要な行為を行うことができます。

### (ユーザIDおよびパスワード)

第26条 契約者は、ユーザIDおよびパスワードが第三者に開示、貸与、共有されないよう厳重に管理（パスワードの変更を含みます。）するものとします。ユーザIDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者（利用者を含みます。以下本条において同じとします。）の不正使用等により、契約者および第三者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 第三者が契約者のユーザIDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他利用契約等に基づく債務の一切を負担するものとします。また、当該第三者の行為により当社が損害を被った場合、契約者はこれを賠償するものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザIDおよびパスワードが第三者に不正使用された場合は、この限りではありません。

### (バックアップ)

第27条 利用者が本サービスにおいて他の利用者に提供し、または伝送する情報については、必要に応じて、契約者が自らの責任で同一の情報をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約等に基づき当社が情報のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかる情報の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

### (禁止事項)

第28条 契約者は、本サービスの利用に関して、利用者に以下の行為を行わせないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスのネットワークおよびシステム等に過度な負担をかける行為
- (3) 第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 他者を差別し、もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為



- (5) 詐欺等の犯罪に結びつくおそれがある行為
  - (6) わいせつ物、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像または文書等を他の利用者に提供し、または本サービスのネットワーク上に掲載する行為
  - (7) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を他の利用者に提供し、または本サービスのネットワーク上に掲載する行為
  - (10) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱くメール(嫌がらせメール)を送信する行為
  - (11) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (12) 他の利用者の行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
  - (13) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、利用者により前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、またはなされるおそれがあると判断した場合は、当該利用者による本サービスの利用を中止させるとともに、直ちに当社にその旨を通知するものとします。
3. 当社は、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることまたは利用者が他の利用者に提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連するものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為により作出された情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、利用者の行為および利用者が他の利用者に提供し、または伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

### (反社会的勢力等の排除)

第29条 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は催告することなく利用契約を解除することができます。

- (1) 契約者またはその役員、責任者、実質的に経営権を有する者（以下「役員等」という。）が、反社会的勢力等である場合。
  - (2) 契約者またはその役員等が反社会的勢力等との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
  - (3) 契約者またはその役員等が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれがある行為をした場合。
  - (4) 契約者またはその役員等が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言動を用いるなどした場合。
  - (5) 契約者またはその役員等が、自らまたは第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合。
  - (6) 契約者またはその役員等が、自らまたは第三者を利用して、自身や相手方の関係者が反社会的勢力等である旨を当社に認知させる言動等をした場合。
2. 当社が前項に基づき利用契約を解除したことにより契約者に損害が生じても、当社は一切

の賠償責任を負わないものとします。

## 第6章 本サービスの提供にあたっての当社の責任

### (善管注意義務)

第30条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

### (本サービス用設備等の障害等)

第31条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を要請するものとします。
4. 本サービス用設備等および契約者設備に不具合が発生したときは、契約者および当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

## 第7章 秘密情報等の取り扱い

### (秘密情報の取り扱い)

第32条 契約者は、本サービスの提供に際して当社より開示された技術上または営業上その他業務上の情報のうち、開示の際に範囲が特定され、当社が秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）について、厳にその秘密を保持し、第三者に開示また漏洩しないものとします。ただし、当社からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 契約者が既に保有していた情報
  - (2) 契約者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 当社から開示された情報によらず、契約者が独自に開発した情報
  - (4) 開示前に既に公知であった情報および開示後に契約者の責めによらず公知となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、別紙A「5. 秘密情報」に定める情報も、秘密情報に該当するものとします。
  3. 前各項の定めにかかわらず、契約者は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該

官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者は、当該開示前に、開示する旨を当社に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

4. 契約者は、秘密情報を本サービスの利用の目的の範囲内でのみ使用し、本サービス利用上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下「資料等」といいます。）を複製または改変することができるものとします（以下この複製または改変された資料等を「複製物等」といいます。）。この場合、契約者は、当該複製物等についても、第1項に定める秘密情報として取り扱うものとします。
5. 契約者は、当社の要請があったときは秘密情報および資料等を当社に返還し、秘密情報が契約者設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
6. 本条の規定は、本サービスの提供終了後3年間有効に存続するものとします。

## 第8章 損害賠償等

### （損害賠償の制限）

第33条 利用契約等に基づき、当社が契約者に対して賠償責任を負う損害の範囲は、当社の責に帰すべき事由により契約者に直接かつ現実に発生した通常の損害に限定され、その賠償額は次の各号に定める場合に依りて、当該各号に定められた額を超えないものとします。ただし、利用契約等に基づき、損害が発生した際に当該契約者が講じるべき対応措置が講じられないときには、当該契約者は当社に対し、損害賠償請求を行うことはできないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由による損害、当社の予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益等については、当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 原因事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、本サービスの開始日までの期間が12ヵ月以上である場合には、過去12ヵ月間に発生した利用料金の平均月額料金1ヵ月分
  - (2) 原因事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、本サービスの開始日までの期間が、1ヵ月以上ではあるものの12ヵ月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる利用料金の平均月額料金1ヵ月分
  - (3) 前各号のいずれにも該当しない場合には、原因事由が生じた日の前日までの期間に発生した利用料金の平均日額料金1日分に30を乗じた額
3. 本サービスまたは利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合について、当社は前項の契約者に対する損害賠償債務を履行することによって、利用者に対する一切の責任を免れるものとし、利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

## (免責)

第34条 当社は、次の各号に定められる事由により契約者および利用者に発生した損害については、賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
  - (3) 本サービス用設備等からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
  - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
  - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
  - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)およびデータベースに起因して発生した損害
  - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
  - (9) 本サービスの提供に係る当社以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
  - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
  - (12) その他当社の責に帰すことのできない事由
2. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより、契約者と第三者の間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスにより行政書士法に定める行政書士業務を契約者および利用者に提供するものではありません。契約者および利用者は、本サービスを通じて取得した情報について、自らの判断および責任において必要に応じ変更、修正等を行ったうえで利用するものとします。

## 本サービスの種類および内容

本サービスの種類および内容は以下のとおりとします。

※料金プランごとの機能一覧は、別表参照

### 1. 本サービスの種類および内容

#### (1) メッセージ

限定した複数人もしくは個人とチャットのようなコミュニケーションが行える機能

#### (2) タイムライン

予定や **ToDo** の追加・編集、ニュースの投稿やブログ記事のお知らせなどを表示する機能

#### (3) スケジュール

スケジュール帳を他のメンバーと共有する機能

#### (4) タイムカード

出退勤の記録、集計表示ができる機能

#### (5) 掲示板

トピックを他のメンバーと共有する機能

#### (6) 伝言メモ

伝言メモの送受信が行える機能

#### (7) アドレス帳

事業所メンバーやお客さまなどのアドレス帳を共有できる機能

#### (8) ユーザ名簿

事業所メンバーの所属情報を照会できる機能

#### (9) **Todo**

個人の **ToDo** を管理でき、他のメンバーとも共有する機能

#### (10) フォルダ

個々で作成したファイルを他のメンバーと共有・管理する機能

#### (11) ワークフロー

閲覧したい内容、作成した資料などの確認・承認フローを管理する機能

#### (12) 報告書

打合せ結果やその他報告事項を報告書として共有・管理する機能

#### (13) ブログ

事業所内に向けての記事を発行する機能

#### (14) Web メール

アカウント登録することで **Web** メールの送受信ができる機能

#### (15) Web データベース

汎用的な情報を格納するためのデータベースを作成でき、ナレッジ情報を蓄えることができる機能

(16) Wiki

Wiki を管理する機能

(17) プロジェクト管理

プロジェクトのタスク、進捗状況（ガントチャート表示）を管理する機能

(18) 顧客管理

顧客情報を管理し、登録している顧客へのダイレクトメールの送付する機能

(19) 未受託案件管理

未受託案件（問合せ、相談、費用見積など）を管理する機能

(20) 受託案件管理

受託案件の状況、進捗具合、タスクなどを管理を可能とし、また、委託による他行政書士との案件共有する機能

(21) 契約書・依頼書等管理

顧客と交わした契約書や顧客から受領した依頼書等を管理する機能

(22) 請求・入金管理

受託案件ごとの請求書作成～入金～領収書作成までを管理する機能

(23) Q&A・ナレッジ

行政書士間の Q&A を行う機能

(23) Q&A・ナレッジ

行政書士間におけるナレッジの共有を行う機能

2. 本サービス利用可能時間

24時間365日。

※ただし、AM2:00～AM5:00の間は、本サービス用設備の保守のためサービスを停止します。

3. サポートサービス

当社は契約者に、次のとおりサポートサービスを提供します。

(1) サービス内容

- ①本サービスの利用方法に関する質問への回答および助言
- ②本サービス用設備におけるソフトウェアの更新版の情報提供

(2) サービス窓口

利用契約において別途規定します。

(3) サービス提供時間

サービス提供時間：午前9時～午後0時、午後1時～午後5時（土・日・祝日、12月29日～1月3日、5月1日を除く。）

#### 4. 契約者設備に関する仕様

本サービスは、契約者設備のうち利用端末が、以下の動作環境を満たすことを前提として提供されるものとします。

- ・インターネットブラウザ

※詳細なブラウザバージョンについては、お問合せ下さい。

Windows : Microsoft Internet Explorer 、 Google Chrome、 Mozilla Firefox、 Safari

Macintosh : Google Chrome、 Mozilla Firefox、 Safari

- ・スマートフォン

※詳細な OS バージョンについては、お問合せ下さい。

iOS、 Android、 Windows Mobile

- ・タブレット

※詳細な OS バージョンについては、お問合せ下さい。

iPad

#### 5. 秘密情報

契約者は、利用規約第32条（秘密情報の取り扱い）第2項の定めに基づき、以下の情報を秘密情報として取り扱うものとします。

①利用契約の諸条件（すべてのサービス利用申込書に記載される条件を含みます。）

②本サービス、事業、マーケティング計画、技術情報、製品デザイン、ビジネスプロセスに関する情報

## 別紙 A 別表

別表. 料金プランごとの機能一覧表

機能名	トライアル プラン	S プラン	M プラン	L プラン
(1)メッセージ	○	○	○	○
(2) タイムライン	○	○	○	○
(3) スケジュール	○	○	○	○
(4) タイムカード	○	○	○	○
(5) 掲示板	○	○	○	○
(6) 伝言メモ	○	○	○	○
(7) アドレス帳	○	○	○	○
(8) ユーザ名簿	○	○	○	○
(9) Todo	○	○	○	○
(10) フォルダ	○	○	○	○
(11) ワークフロー	○	○	○	○
(12) 報告書	○	○	○	○
(13) ブログ	○	○	○	○
(14) Web メール	○	○	○	○
(15) Web データベース	○	○	○	○
(16) Wiki	○	○	○	○
(17) プロジェクト管理	○	○	○	○
(18) 顧客管理	○		○	○
(19) 未受託案件管理	○		○	○
(20) 受託案件管理	○		○	○
(21) 契約書・依頼書等管理	○		○	○
(22) 請求・入金管理	○		○	○
(23) Q&A	○	○	○	○
(24) ナレッジ				○
備考	利用承諾書に記載 されている期日まで 利用可能	トライアルプ ラン終了後は 自動的に S プ ランにプラン 変更する	有料サービス に加入が必要	有料サービス に加入が必要



## 料金表

### 1. 利用料金

#### (1) 料金プラン

通番	料金プラン	月額利用料 (税抜)	容量	備考
1	トライアルプラン	¥0	1GB	利用承諾書に記載されている期日まで利用可能
2	Sプラン	¥0	1GB	注1
3	Mプラン	¥1,500	1GB	注1
4	Lプラン	¥2,000	1GB	注1

注1：容量追加による課金あり。詳細は(2)容量追加参照

注2：Mプラン・Lプランは、年でのお支払いも可能です。年でのお支払いの場合、契約期間内のプラン変更およびユーザ追加は出来ません。契約期間内で途中契約の場合、返金はありません。

#### (2) 容量追加

10GB 追加毎月額 1,000 円 (税抜)

※容量追加については、S、M、Lプランのみ適用されます。

### 2. 算定方法 (Sプラン、Mプラン、Lプラン)

月額利用料については、サービスの利用開始月の翌月初日から利用終了月の末日までのものをお支払い頂きます。また、利用開始月および利用終了月における日割精算は行わず、月の途中の解約の場合であっても、残余期間に相当する利用料金をお支払い頂きます。

# e-TE:GO (イーティーゴ) for 行政書士 解約申込書

申込年月日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

(申込先)

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ  
IT サービス事業化プロジェクト 宛

(申込者) 住 所

事務所名

代表者

印

「e-TE:GO (イーティーゴ) for 行政書士」の利用契約の解約について、以下のとおり申し込みます。

## 1. 解約希望日

解約希望日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

※月額利用料につきましては、日割り計算を行いません。

## 2. 解約の承諾にかかる連絡

当社からの解約の承諾に関する通知は、「利用責任者」宛に送付いたします。「利用責任者」以外の方を窓口とする場合、下記問合せ先までお知らせ下さい。

以 上

<p>&lt;本申込に関する問い合わせおよび申込書郵送先&gt; 〒730-0051 広島県広島市中区大手町2丁目11番 10号 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 情報システム本部 IT サービス事業化プロジェクト TEL : 050-8201-3049 E-mail : reliefmap@enecom.co.jp 受付時間 : 9:00~17:00 (土・日・祝日、12月29 日~1月3日、5月1日を除く)</p>
---

# e-TE:GO (イーティーゴ) for 行政書士 解約承諾書

承諾年月日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

(申込者)

住所

事務所名

代表者 様

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ  
IT サービス事業化プロジェクト

「e-TE:GO (イーティーゴ) for 行政書士」の利用契約の解約について、以下のとおり承諾いたします。

解約日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

以 上

<本申込に関する問い合わせおよび申込書郵送先>  
〒730-0051 広島県広島市中区大手町2丁目11番  
10号  
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ  
情報システム本部 IT サービス事業化プロジェクト  
TEL : 050-8201-3049  
E-mail : reliefmap@enecom.co.jp  
受付時間 : 9:00~17:00 (土・日・祝日、12月29  
日~1月3日、5月1日を除く)

## 変更内容

平成 29 年 3 月 1 0 日変更

### (1) 士業向けクラウドサービス（行政書士）利用規約の名称変更

この改正規定実施の際限に、改正前の士業向けクラウドサービス（行政書士）利用規約は、e-T E : G O（イーティーゴ）for 行政書士利用規約に変更します。

### (2) 別紙A別表の改定

この改正規定実施の際限に、e-T E : G O（イーティーゴ） for 行政書士 利用承諾書（新規申込・変更申込）に記載されているトライアル期限日以降に自動的Sプランに変更される項目を追加します。

### (3) 料金表の改定

この改正規定実施の際限に、サービス利用料金の年払いの項目を別紙B（料金表）に追加します。